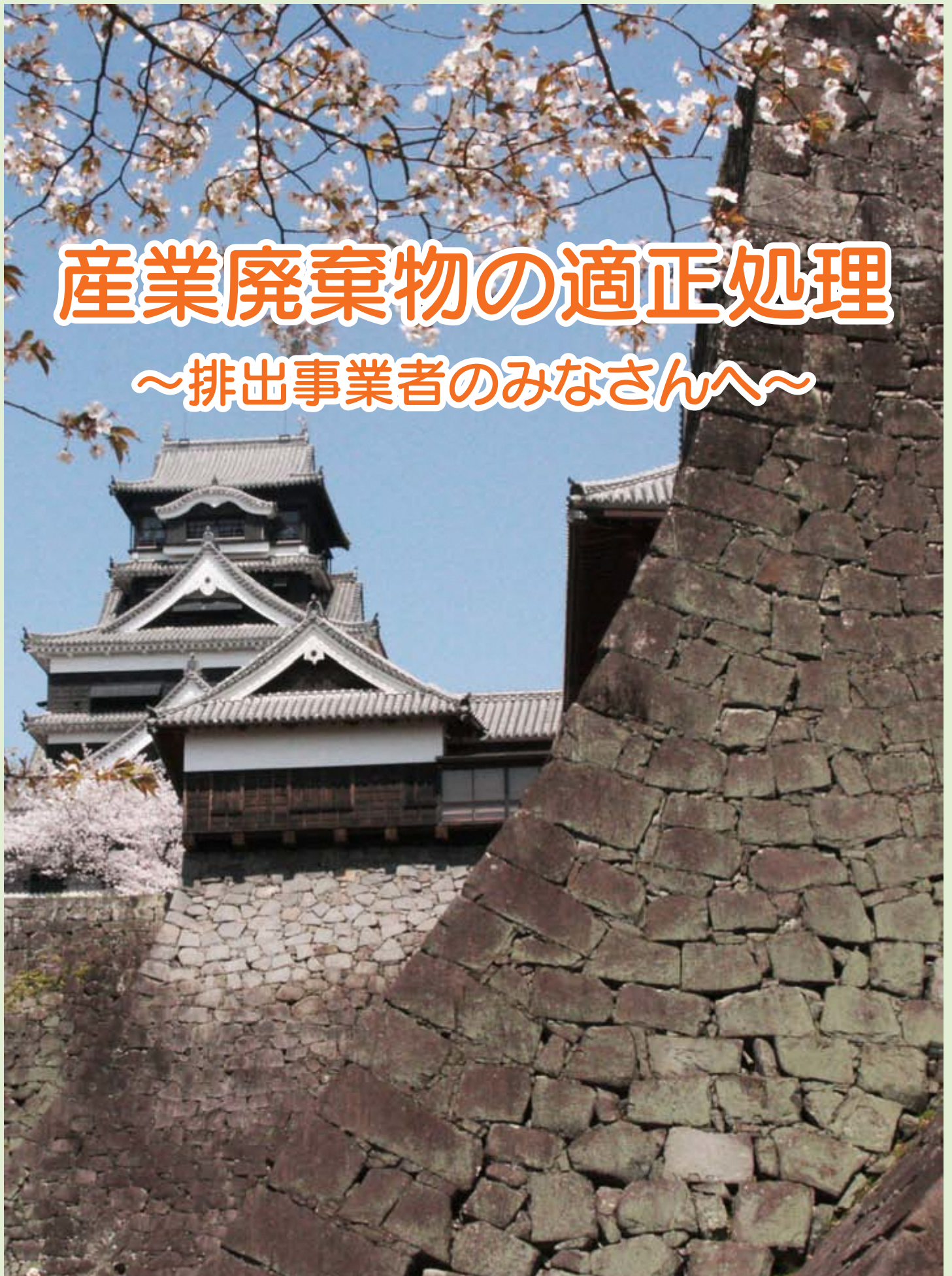


産業廃棄物の適正処理

～排出事業者のみなさんへ～



熊本城

も く じ

1. 廃棄物の分類	1
2. 事業系廃棄物の処理の流れ	2
3. 産業廃棄物の種類	3
4. 特別管理産業廃棄物の種類	4
5. 排出事業所内での分別・保管	5
6. 排出事業者による収集・運搬及び処分	6
7. 業者に処理を委託する	8
8. マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付	13
9. 特別管理産業廃棄物に関する義務	16
10. 多量排出事業者	17
11. 優良産廃処理業者認定制度	17
12. 産業廃棄物処理施設の設置	18
13. 有害使用済機器の保管又は処分	19
14. 不法投棄・不法焼却について	19
15. 罰則	21

本文中での表記

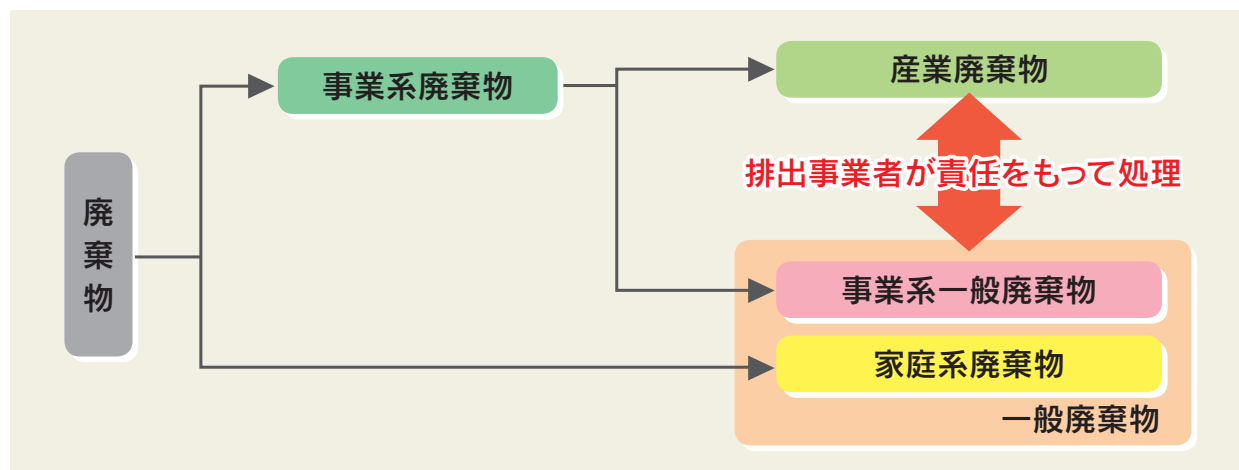
法 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
令 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)
規則 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年厚生省令第35号)

1. 廃棄物の分類

(1) 廃棄物とその分類(法第2条第1項)

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)」と定義され、概ね「事業系廃棄物」と「家庭系廃棄物」に分類されます。「事業系廃棄物」は事業活動に伴って発生する廃棄物、「家庭系廃棄物」は家庭生活に伴って発生する廃棄物を指します。この「事業活動」は、営利か否かに関わらず、あらゆる事業活動が該当します。

さらに、事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、そのいずれについても、廃棄物処理法により、排出事業者が責任をもって処理することとされています。



廃 棄 物	産業廃棄物	事業活動に伴って排出された廃プラスチック類や金属くず等、法律で定められた 20 品目（P.3参照）及び輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）
	特別管理 産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有するものとして特に定められたもの（P.4参照） ※医療機関等から排出された使用済注射針等、ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器・油等、有害物質を含む産業廃棄物等
	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って排出された産業廃棄物以外の廃棄物 ※飲食店等から出る残飯・厨芥、事務所から出る紙くず・茶がら等
	家庭系廃棄物	家庭生活に伴って排出された廃棄物

(2) 廃棄物の判断基準

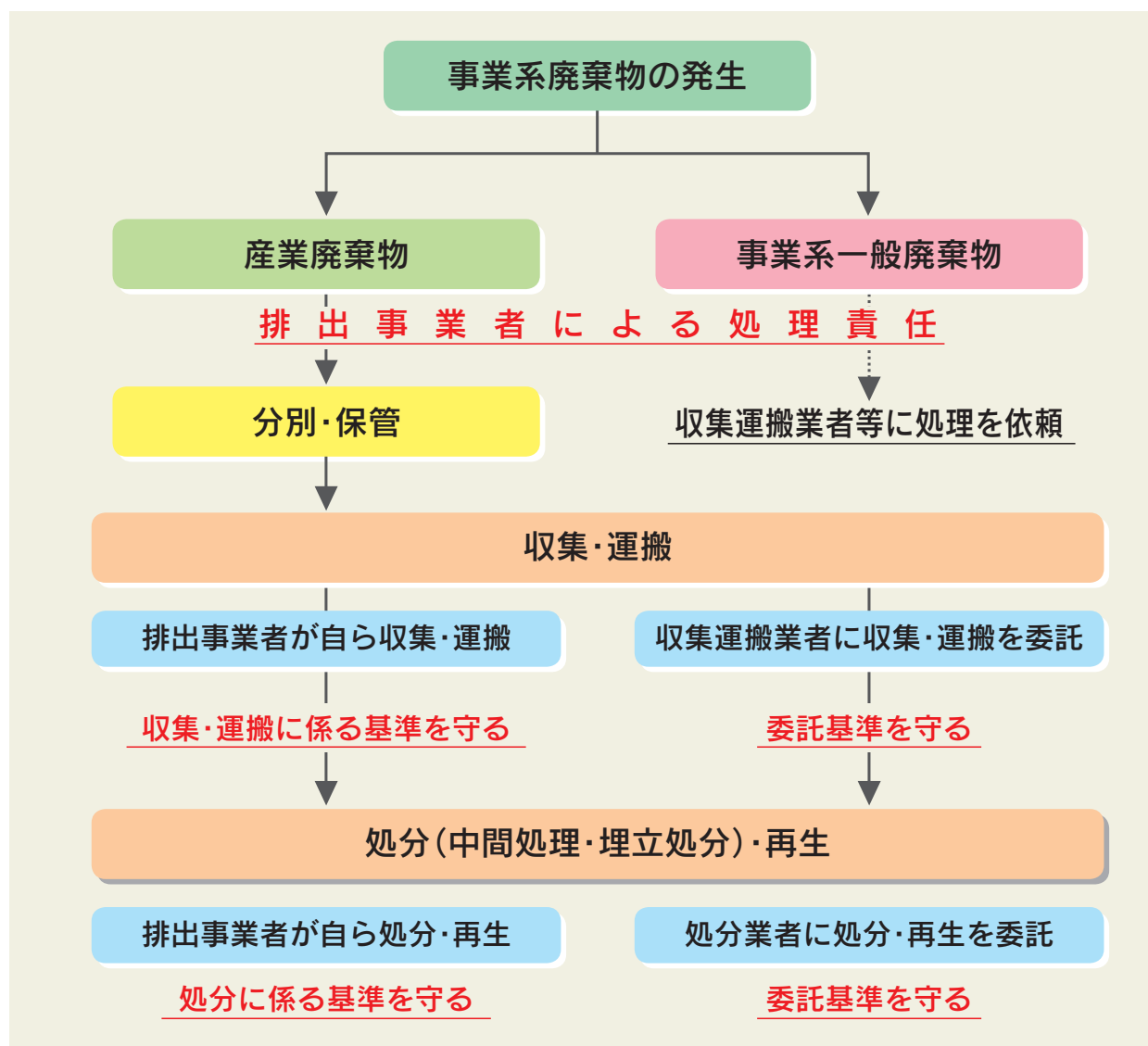
廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」と解されており、主観的・客観的事実を総合的に勘案して判断されます。

【要チェック!!】

- ◆ある物が有償売却される場合であっても、売却利益から輸送費等の経費を差し引いて排出事業者が結果的に赤字(逆有償)となる場合や、法律の適用を逃れるための形式的・脱法的な売却行為である場合は、廃棄物と判断されます。
- ◆占有者の意思は、客観的要素から見て社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であることから、占有者が廃棄物である物を有価物等と称して長期間野積みするなど、客観的にリサイクルすることが明らかでない場合は、廃棄物と判断されます。

2.事業系廃棄物の処理の流れ

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）の処理は、廃棄物処理法に基づき、以下のような流れで行われます。



区分			解説
処理	収集・運搬		廃棄物を収集し、運搬すること
	処分	中間処理	廃棄物の性状等を物理的・化学的に変化させること（焼却・破碎・圧縮・脱水等）
		埋立処分	廃棄物を最終処分場に埋め立てること
	再生		廃棄物を再び使用できる状態にすること

【要チェック!!】

事業者はその事業活動に伴って排出されるすべての事業系廃棄物について、産業廃棄物・事業系一般廃棄物の区分にかかわらず、全般的に処理責任を負うことになります。

ただし、発生した事業系廃棄物が、「産業廃棄物」になるのか、「事業系一般廃棄物」になるのかで、処理ルートが大きく変わっています。

なお、事業者は事業系一般廃棄物の処理を許可業者に委託する場合も、事業者の責任において、廃棄物処理法に基づき委託しなければなりません。

3.産業廃棄物の種類(法第2条第4項、令第2条)

産業廃棄物は以下の20品目に分類されます。

種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	② 汚泥 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず 生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず 鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	⑩ 鉱さい 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	⑮ 繊維くず 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓等あらゆる固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物）	

上記20品目のうち、特定の要件を満たすものについては、以下のように分類されます。

種類	具体例
石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの
水銀使用製品産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの
水銀含有ばいじん等	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定濃度以上含有するもの

※事業活動に伴って発生した廃棄物でも上記に該当しないものは一般廃棄物に該当します。

4. 特別管理産業廃棄物の種類(法第2条第5項、令第2条の4)

特別管理産業廃棄物は以下のように分類されます。

種類		摘要
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類(引火点70℃未満のもの)
廃酸		水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ		水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物		医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃液
	PCB汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物の処理物で一定濃度以上のPCBを含むもの
	廃水銀等	・特定の施設において生じた廃水銀等 ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水道汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉍さい	判定基準(下表)を超えるもの
	廃石綿等	・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿が付着しているおそれがあるもの ・大気汚染防止法第2条第10項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿等
有害金属等を含む産業廃棄物		特定の施設で生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん等のうち判定基準(下表)を超えるもの

◆特別管理産業廃棄物の判定基準(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令等)

	燃え殻・ばいじん・鉍さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉍さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)
アルキル水銀	ND (検出されないこと)	ND	ND			ND	ND	ND	ND
水銀	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5	5	0.5	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

5.排出事業所内での分別・保管(法第12条第2項)

(1)分別

発生した産業廃棄物をリサイクルや適正処理をするためには、まず廃棄物の種類に応じた分別が必要です。有効利用の目的や処理方法など、必要に応じて分別してください。

- ◆事業系一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分別しましょう。
- ◆産業廃棄物の種類ごとに分別しましょう。
- ◆集積場や分別容器・袋などに廃棄物の種類を明記するなどして分かりやすくしましょう。
- ◆処理委託するときは、委託業者ごとに分別しましょう。

(2)運搬するまでの保管(法第12条第2項、規則第8条)

分別した産業廃棄物を排出事業所内(現場内)で保管する場合は、生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります(産業廃棄物保管基準)。

- ◆保管量に応じた保管スペースを設けること
- ◆周囲に構造耐力上安全な囲いを設けること
- ◆保管に関して必要な事項を記載した掲示板を設置すること
- ◆掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上のものにすること(右図参照)
- ◆飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- ◆汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること
- ◆屋外で保管する場合は積上げの高さ上限を超えないこと(下図参照)
- ◆ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること
- ◆石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、他の産業廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

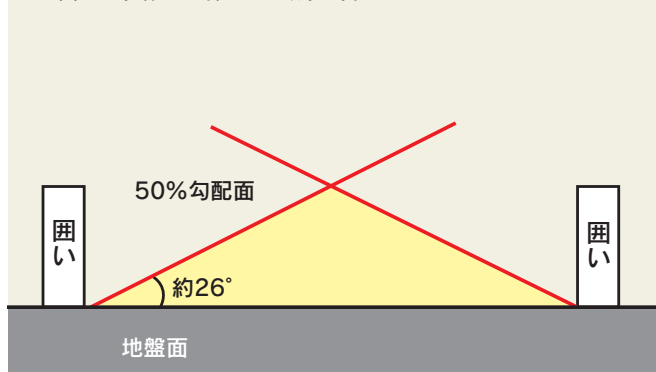
掲示板の表示例

		60cm以上		
60cm以上	産業廃棄物保管場所		←産業廃棄物の保管の場所である旨	
	保管する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	←保管する産業廃棄物の種類(石綿含 産業廃棄物又は水銀廃棄物が含ま れる場合にはその旨を含む)	
	積上げ高さ	〇〇m	←屋外において産業廃棄物を容器を 用いずに保管する場合にあっては、 積み上げることのできる高さ	
	管理者	総務課〇〇〇〇	←保管場所の管理者の氏名又は名称	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇	←管理者の連絡先	

※屋外保管の積上げ高さの上限は、囲いに廃棄物が接するか否かにより変わります。

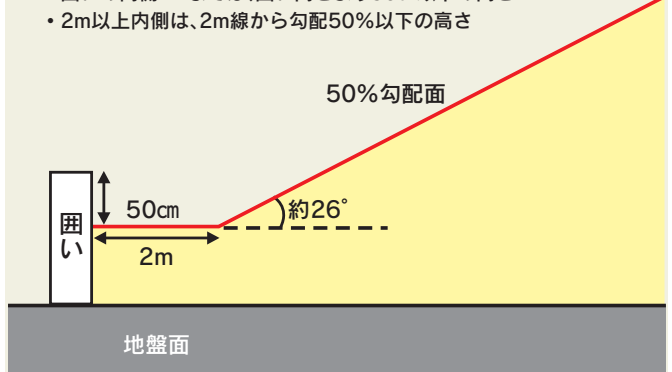
①廃棄物が囲いに接しない場合

- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さ



②廃棄物が囲いに接する場合

- ・囲いの内側2mまでは、囲い高さより50cm以下の高さ
- ・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下の高さ



6.排出事業者による収集・運搬及び処分(法第12条第1項)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理(収集・運搬及び処分)する場合には、産業廃棄物処理基準(収集・運搬に係る基準・処分に係る基準)を守らなければなりません。

(1)自己運搬(令第6条第1項第1号イ、ロ)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら目的地へ運搬する場合は、以下のような産業廃棄物を運搬するための基準(収集・運搬に係る基準)を守らなければなりません。なお、この場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

【収集・運搬に係る基準】

- ◆飛散、流出を防止すること。
- ◆悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- ◆収集・運搬のための施設を設置する場合には生活環境保全上の支障を防止すること
- ◆運搬車の車体の外側に、以下の事項を見やすいように表示すること
 - ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨(識別しやすい色の文字、大きさは140ポイント以上)
 - ・氏名又は名称(大きさは90ポイント以上)
- ◆運搬車に以下の事項を記載した書面を備え付けること
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- ◆石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、破碎されないようにかつ他の廃棄物と混合しないようにすること

(2)運搬に伴う積替え・保管(令第6条第1項第1号ハ～ヘ)

運搬途中で廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積み替えたり、バラ積みしてきた車両から下ろした廃棄物を他の車両に積み替えるなどの作業(積替)やそのための保管をしたりする場合は、以下のような積替え・保管に係る基準を守らなければなりません。

【積替え・保管に係る基準】

- ◆積替場所には囲いを設け、積替場所であることの表示をすること
- ◆積替場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- ◆積替場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆保管は、以下の一定基準を満たす積替をする場合以外行わないこと
 - ・積替えした後の運搬先が定まっていること
 - ・適切に保管できる量を超えないこと
 - ・性状に変化がないうちに搬出すること
- ◆周囲に構造耐力上安全な囲いを設けること
- ◆屋外で保管する場合は積上げ高さの上限を超えないこと
- ◆保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を設置すること
 - ・P.5の「掲示板の表示例」に掲げた各事項
 - ・保管できる数量の上限
- ◆保管する場合の以下の数量上限を超えないこと
 - ・保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量
- ◆石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を積替え・保管する場合には、他の廃棄物との混合を防ぐため仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

【事業場外保管の届出!!】

建設工事に伴い発生する産業廃棄物を事業場(工事現場)外に保管し、その保管に供される場所の面積が300㎡以上である場合、法12条第3項に基づき届出が必要です。

(3) 自己処分(令第6条第1項第2号、第3号)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処分する場合は、以下のような産業廃棄物を処分するための基準(処分に係る基準)を守らなければなりません。なお、この場合、産業廃棄物処分業の許可は必要ありません。

また、一定規模以上の処理施設(P.18参照)を設置するには許可が必要となりますので、施設を設置する場合は必ず市に相談してください。

【中間処理(再生を含む)に係る基準】

- ◆廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障を防止すること
- ◆廃棄物を焼却する場合には定められた構造の焼却設備及び方法によること(P20参照)
- ◆保管場所の周囲に構造耐力上安全な囲いを設けること
- ◆汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること
- ◆屋外で保管する場合は積上げ高さの上限を超えないこと
- ◆保管場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆適正な処分又は再生を行うためにやむをえないと認められる期間を超えて保管しないこと
- ◆保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を掲げること
 - ・P.5の「掲示板の表示例」に掲げた各事項
 - ・保管できる数量の上限
- ◆保管する場合は処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量を超えないこと
(建設業に係り発生した産業廃棄物を再生する施設においては、木くず及びコンクリート片は28倍の数量、アスファルト片は70倍の数量を超えないこと)
- ◆石綿含有産業廃棄物の処分を行う場合には、環境大臣の定める方法(熔融施設による熔融や無害化処理認定施設による処理等)により行うこと
- ◆水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分を行う場合は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること

【埋立処分に係る基準】

- ◆廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障を防止すること
- ◆埋立地にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆埋立終了の際には生活環境の保全上支障がないよう表面を土砂で覆うこと
- ◆周囲に囲いが設けられていること
- ◆産業廃棄物の処分場所であることの表示を掲げること
- ◆産業廃棄物の種類に応じて適切な方法により適切な処分場に埋め立てること
- ◆石綿含有産業廃棄物を埋立処分する場合には、一定の場所に分散しないように埋立を行った上で、表面の覆土等飛散・流出防止処置を取ること

【最終処分場の種類】

種 類	概 要	対 象
安定型最終処分場	遮水工などを要しない処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(安定5品目)
管理型最終処分場	安定型より管理が厳しく腐敗や溶出等のおそれのある物質が対象となる処分場	燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい等
遮断型最終処分場	周囲が鉄筋コンクリート等で囲まれた処分場	有害物質を含む産業廃棄物

7. 業者に処理を委託する(法第12条第5項～第7項)

(1) 委託処理(第12条第5項～第7項)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理しない場合は、関係自治体の許可をもっている業者等へ委託することができます。ただし、その場合は委託するための基準(委託基準)を守って委託しなければなりません。

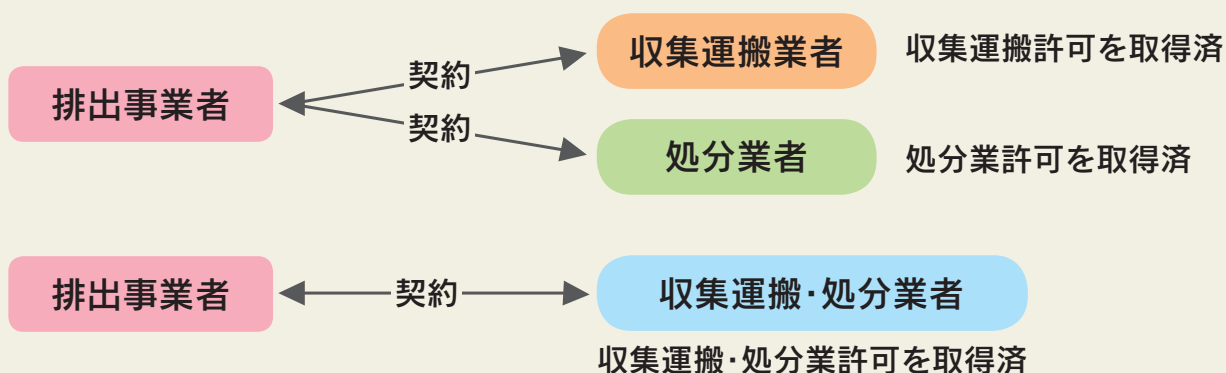
(2) 委託の方法

産業廃棄物の収集・運搬を委託するときは、産業廃棄物収集運搬業の許可をもつ業者と、処分を委託するときは産業廃棄物処分業の許可をもつ業者と、それぞれ委託契約してください。

ただし、同一業者が収集・運搬と処分の両方の許可をもっている場合は1つの契約でまとめることができます。

適正な契約

それぞれと委託契約を結んでいる



不適正な契約

収集運搬業者のみ契約、処分は収集運搬業者に任せ!!



【要チェック!!】

建設工事において排出事業者は原則として元請業者になります。この場合、下請業者が産業廃棄物の収集・運搬をするためには収集運搬業の許可が必要になります。許可のない下請業者が収集・運搬すると違法になります。

(3) 許可業者を探す

産業廃棄物処理業者は、許可事務を行っている自治体のホームページ又は自治体が作成している名簿から探すことができます。熊本市において許可を有する業者については、市ホームページで検索できます。

【要チェック!!】

収集運搬業者は、廃棄物を積み込む場所と積み下ろす場所それぞれの自治体の許可が必要です。

例えば、鹿児島県で積み込み、熊本県で積み下ろす場合、鹿児島県と熊本県の収集運搬業許可が必要になります。また、鹿児島市内であれば鹿児島市、熊本市内であれば熊本市の許可でも構いません。

なお、収集運搬の途中で、積替又は保管をする場合は、積替・保管の地域を管轄し、許可事務を行っている自治体の許可が必要になります。

(4) 許可証を確認する

探した業者が委託しようとする産業廃棄物を運搬又は処分できるかどうかを、許可証の写しを取り寄せて確認することが大切です。収集運搬業なら積み込み場所と積み下し場所、処分業なら処分場所の許可証です。

【産業廃棄物収集運搬業許可証】

許可番号 第08100000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地
 名称 株式会社〇〇
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 〇 〇 〇 〇 印

許可の年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 許可の有効年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事業区分	産業廃棄物の種類
収集運搬業（積替・保管行為を除く。） 以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（無機性かつ含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、底プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、及び陶磁器くず、鋳さい、かき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 許可の条件
なし。

3. 許可の更新・変更の状況
なし。

4. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」
以下余白

◆熊本市の許可証は、「081」から始まります。

◆下6桁は業者固有の番号になり、許可内容や許可自治体にかかわらず、同一です。

◆委託先の住所や名称を確認しましょう。

◆熊本市の許可を取得していることを示しています。

◆許可が有効期限内であるか確認しましょう。

◆収集・運搬する品目が許可品目にあるか確認しましょう。

◆この場合、収集・運搬の際に積替・保管行為は行えません。

【産業廃棄物処分業許可証】

許可番号 第08100000000号

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地
 名称 株式会社〇〇
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 〇 〇 〇 〇 印

許可の年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 許可の有効年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事業区分	産業廃棄物の種類
中間処理業 破 砕	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供する施設

(1) 施設の概要

施設の 種類	施設の 設置場所	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日 設置許可年月日 (許可番号)
破 砕	熊本県熊本市〇〇 区〇〇町〇〇番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	〇〇 t/H (8h)	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇〇〇〇号)

(2) 保管施設の概要

保管する産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量	高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以下余白	コンクリート床面、鉄製壁 以下余白	〇〇㎡ 以下余白	〇〇㎡ 以下余白	〇〇mまで 以下余白

3. 許可の条件
施設の稼働に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく作業を行うとともに、騒音及び振動等により生活環境保全上の支障が生じないように十分注意して行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況
なし。

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」 以下余白

◆熊本市の許可証は、「081」から始まります。

◆下6桁は業者固有の番号になり、許可内容や許可自治体に関わらず、同一です。

◆委託先の住所や名称を確認しましょう。

◆許可が有効期限内であるか確認しましょう。

◆処分する品目が許可品目にあるか確認しましょう。

◆処理能力や保管面積等についても確認しましょう。

◆許可の条件を確認しましょう。

(5) 委託契約書を作成する(令第6条の2第4号、規則第8条の4～第8条の4の4)

産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に処理を委託する際は、必ず「収集運搬委託契約書」及び「処分委託契約書」を画面で作成し、契約期間終了後5年間保存しなければなりません。また、契約書には法令に規定する下表の事項を必ず記載し、処理業者の許可証を添付しなければなりません。処理業者の許可が更新されたときは、新しい許可証を添付してください。

運搬委託契約書・処分委託契約書 共通記載事項	運搬委託契約書・記載事項
☐ 委託する産業廃棄物の種類、数量 ☐ 委託契約の有効期間 ☐ 委託者が受託者に支払う料金 ☐ 受託者の事業の範囲 ☐ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 - 産業廃棄物の性状及び荷姿 - 通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化 - 他の廃棄物との混合により生ずる支障 - 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 - 石綿含有産業廃棄物又は水銀産廃物が含まれる場合は、その旨 - その他取扱いに関する注意 ☐ 委託契約期間中に廃棄物の性状等に変化が生じた場合の当該情報の伝達方法 ☐ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ☐ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	☐ 運搬の最終目的地の所在地(受託者が積替え・保管をする場合) ☐ 積替・保管場所の所在地 ☐ 保管できる産業廃棄物の種類 ☐ 積替のための保管上限 ☐ 安定型産業廃棄物を積替え・保管する場合、他の廃棄物との混合への許否等
	処分委託契約書・記載事項
	☐ 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力(処分後に残さが発生する場合) ☐ 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

以下に、収集・運搬と処分契約を1つにしたモデル契約書(標準契約書)を例に作成ポイントについて説明します。

(第1面)

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者：(株)熊本〇〇 (以下「甲」という。)と、収集運搬及び処分業者：(株)〇〇リサイクルセンター (以下「乙」という。)は、甲の事業場：熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地 から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)
1. (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕	許可都道府県・政令市：熊本県	許可の有効期限：〇〇年〇〇月〇〇日	事業範囲：収集・運搬(積替・保管を除く)
〔特管〕	許可都道府県・政令市：_____	許可の有効期限：_____	事業範囲：_____
許可の条件：なし	許可番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	許可の条件：_____	許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕	許可都道府県・政令市：熊本県	許可の有効期限：〇〇年〇〇月〇〇日	事業区分：脱水	産業廃棄物の種類：汚泥	許可の条件：なし	許可番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〔特管〕	許可都道府県・政令市：_____	許可の有効期限：_____	事業区分：_____	産業廃棄物の種類：_____	許可の条件：_____	許可番号：_____

◆収集運搬業者と処分業者が同一の場合のみ1つの契約書に統一できます。

◆収集運搬業について積み込み地と積下し地の許可内容(事業範囲)を記載。許可証の内容と照らし合わせて記入

◆処分業についても処分の許可内容(事業範囲)を記載

◆委託する品目等を記載

(第2面)

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類 : 汚泥
数量 : 100m³
単価 : 〇〇円/m³

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類 : 汚泥
数量 : 100m³
単価 : 〇〇円/m³

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物 : 無
② 輸入廃棄物 : 有

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : (株)〇〇リサイクルセンター 熊本事業所
所在地 : 熊本市〇〇〇〇〇-〇〇
処分の方法 : 脱水
施設の処理能力 : 〇〇m³/日

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
〇〇〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇土木	熊本市〇〇〇〇〇-〇〇	管理型埋立	〇〇〇〇m ³ /日

6. (収集・運搬過程における積替・保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替・保管を行う。積替・保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替・保管の場所において選別は行わないこととする。
③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替・保管を行う。積替・保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替・保管の場所において選別は行わないこととする。
積替・保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 :
積替・保管施設の所在地 :
積替・保管施設の保管上限 :

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

(第3面)

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めたとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類 : 汚泥
提示する時期又は回数 : 〇回/年

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

◆単位は、m³、t、kgなど双方が理解できる単位を用いる。

◆総額又は1単位あたりの単価を記載

◆処理施設の情報を記載

◆中間処理業者が処理した後の残さ物の最終処分に関しては、事業場の名称、処分場所の所在地、処分方法、施設の処理能力を記載

◆積替・保管の有無ごとに①から③のうち当てはまるものを記載し、それ以外を削除します。基本は①になります。

◆積替・保管をする場合は、積替・保管施設の情報を記載

【再委託は原則禁止!!】

再委託とは、収集運搬業者又は処分業者が、受託した産業廃棄物の処理を他の処理業者へさらに委託することをいいます。

再委託は、産業廃棄物の不適正処理を誘発するおそれがあるため、原則として禁止されています。但し、運搬業者の車両事故等のやむを得ない事情がある場合に対応するため、あらかじめ排出事業者が以下の事項を記載した書面により再委託を承諾する等、再委託の基準に適合する場合には、処理業者による再委託が可能になります。

- ☐ 委託した産業廃棄物の種類及び数量
- ☐ 受託者の氏名又は名称
- ☐ 受託者の住所及び許可番号
- ☐ 承諾の年月日
- ☐ 再受託者の氏名又は名称
- ☐ 再受託者の住所及び許可番号

再委託を承諾する場合には、排出事業者は、上記の書面を処理業者に交付し、その写しを5年間保存しなければなりません。

(第4面)

第8条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ること并要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

【最終処分までが処理責任!!】

排出事業者は、委託した産業廃棄物の最終処分までが適正に完了するように対応しなければなりません。

中間処理を委託した場合には、その後中間処理業者が残さ物をどこで処理するのかを把握しておくことが必要であり、委託契約書の中に最終処分する場所等を記載しなくてはなりません。

中間処理業者に廃棄物処理を委託するときは、中間処理業者と最終処分業者間の契約内容まで確認しましょう。

また、最終処分まで終了した場合には、最終処分終了票又はマニフェストE票により確認してください。

◆契約書には、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項を盛り込む必要があります。

(第5面)

第14条 (契約期間) (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

- ①この契約は、有効期間を〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ②この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地
(株) 熊本〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 熊本県〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇
(株) 〇〇リサイクルセンター
代表取締役 〇〇 〇〇

◆委託期間について、①か②のいずれかを記載し、不要な方は削除します。

【危険な業者に注意!!】

以下のような業者には委託しないようにしましょう。不適正処理をする可能性があります。

- ◆料金がとにかく安い
- ◆許可証を見せようとししない
- ◆知っている処分業者のところへ運ぶと言って処分業者を教えない
- ◆何でも処理できると言う
- ◆委託契約書を作りたがらない

【要チェック!!】

委託した業者が許可をもっているか確認するために、許可証の写し等を委託契約書に添付することが義務付けられています。

委託した業者が運搬や処分を行うことができるのかを把握しておく必要があります。

8. マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付(法第12条の3、規則第8条の19~第8条の30の2)

(1) マニフェストとは？

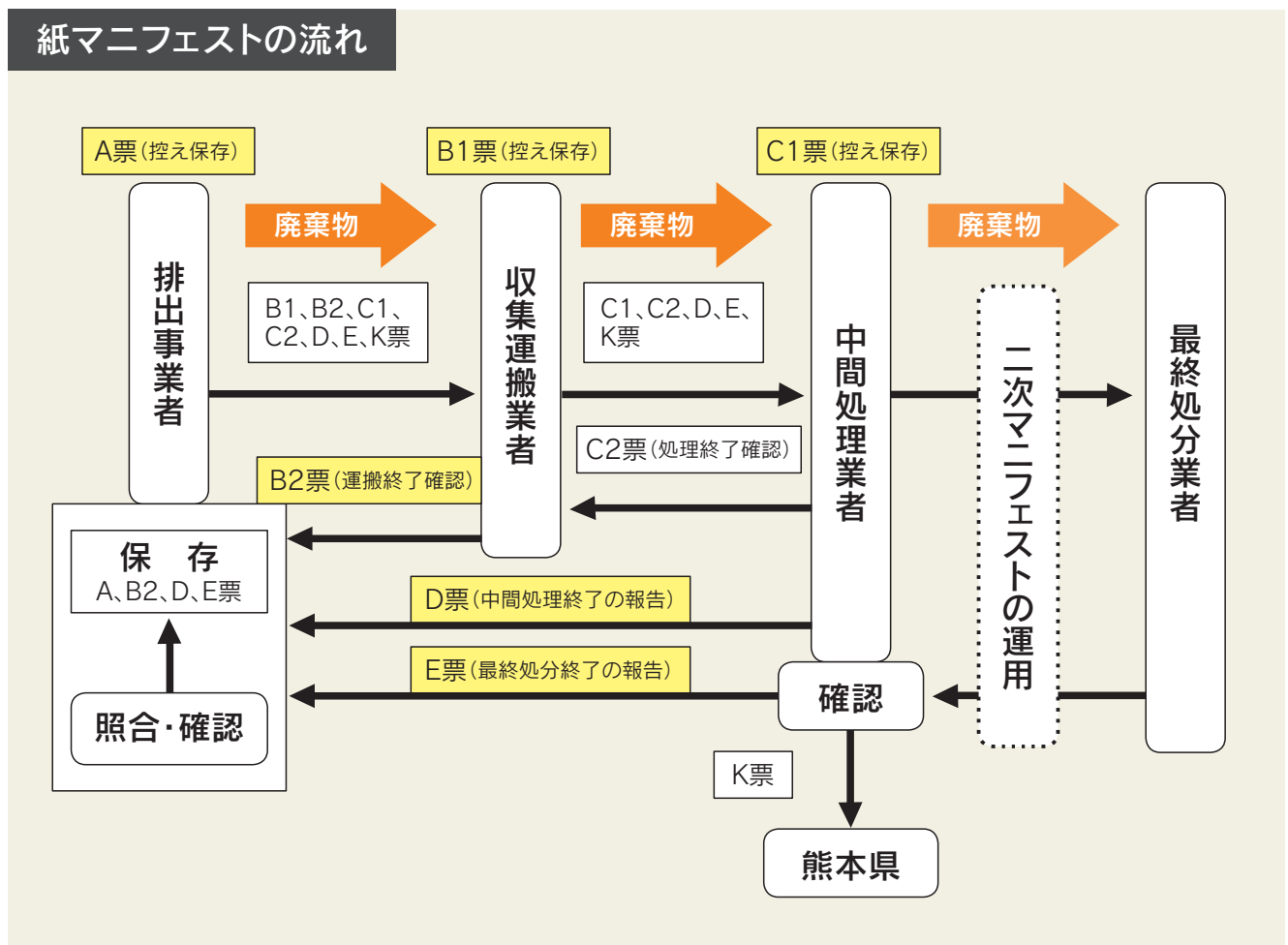
マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは、産業廃棄物の移動状況を把握するための伝票です。産業廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認するため、産業廃棄物の流れに合わせてマニフェストも一緒に移動していきます。

ただし、マニフェストの発行・確認・管理は排出事業者が自ら行わなければなりません。

(2) マニフェストの流れ

排出事業者は委託した産業廃棄物が適正に最終処分されたかどうかを確認する必要があります。中間処理業者に委託した場合、処理後の廃棄物は中間処理業者が排出事業者となって処理されますが、その場合でも同様です。

以下に、中間処理業者に委託した場合の紙マニフェストの流れを示します。



(3) マニフェストの返却・保存(法第12条の3第2項~第6項、規則第8条の21の2~第8条の26)

- ◆運搬の終了: 収集運搬業者は運搬が終了してから10日以内にB2票を排出事業者に戻却しなければなりません。
- ◆処分の終了: 処分業者は処分が終了してから10日以内にD票を排出事業者に戻却しなければなりません。
- ◆最終処分の終了: 最終処分を委託したときは、中間処理業者は最終処分が終了してから10日以内にE票を排出事業者に戻却しなければなりません。

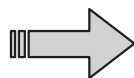
★排出事業者は、控えのA票と返却されたB2票、D票、E票を5年間保存しなければなりません。

★収集運搬業者はB1票及びC2票を、中間処理業者はC1票及び返却された2次マニフェストを、最終処分業者はC1票をそれぞれ5年間保存しなければなりません。

(4) マニフェストが返ってこないときは？(法第12条の3第8項、規則第8条の28・第8条の29)

マニフェストが期日までに返却されない場合等は、以下のような措置を講ずる必要があります。

- マニフェストを交付した日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)を過ぎてもB2票やD票が返却されないとき
- マニフェストを交付した日から180日を過ぎてもE票が返却されないとき
- 記入すべき事項が記載されていないかつ、虚偽の記載がある写しが返却されたとき



管理票交付者が講ずべき措置

- 速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握
- 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- 30日以内に市長に報告書を提出

(5) マニフェストの交付等状況報告書について(法第12条の3第7項、規則第8条の27)

マニフェスト交付者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関し、報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。

報告書の様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。

本市HPサイト内検索

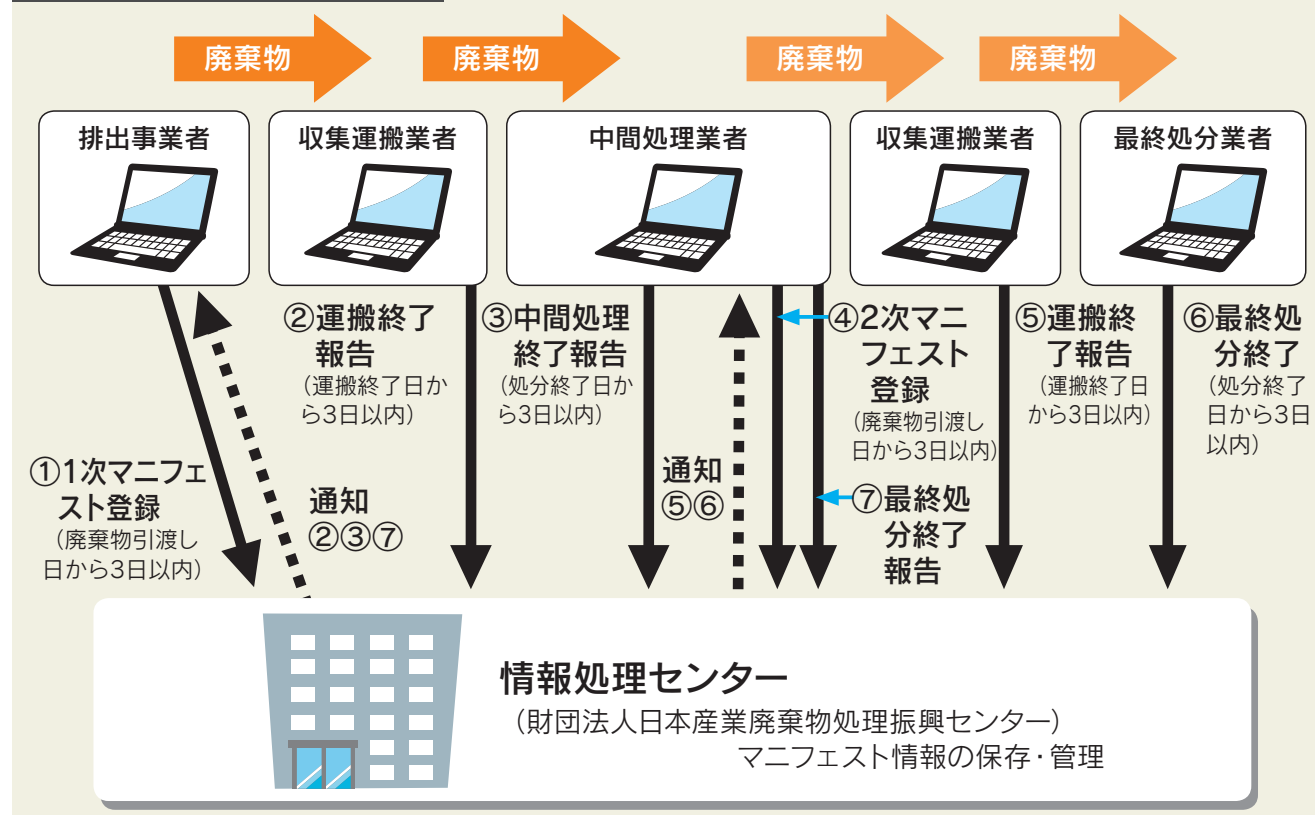
産業廃棄物管理票



(6) 電子マニフェスト(法第12条の5)

電子マニフェストとは、パソコンを利用したマニフェストシステムです。電子マニフェストの導入により、管理票の誤記・記載漏れの防止、管理票の保存が不要になるなどのメリットが挙げられます。また、電子マニフェスト利用分については、上記(5)の報告書の提出が不要になります。法令遵守・事務の効率化の観点から、電子マニフェスト導入の検討をお願いします。

電子マニフェストの流れ



※上記3日以内とは、土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含みません。

【電子マニフェストに関する問合せ先】

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター

TEL 0800-800-9023(サポートセンター)

マニフェスト記入例

※記入の際は強く書いてください。 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 ○△ 4 6	交付者 熊本市太郎商店 (株)熊本市太郎商店 〒860- 熊本市中央区手取本町△番口号	受け手 熊本市太郎商店 (株)熊本市太郎商店 〒860- 熊本市南区△口1丁目20番口号	氏名 熊本市太郎
排出事業者の 名称・住所等 熊本市太郎商店 (株)熊本市太郎商店 〒860- 熊本市中央区手取本町△番口号	委託する廃棄物の 種類・数量等 プラスチック容器 250kg 豆腐かす(1000) 堆肥化(105)	運搬業者の名称・ 住所等 (株)△口環境 熊本市中央区 △口2丁目△番口 (株)○口資源 熊本市南区△△2丁目11番口○号	運搬先の事業場の 名称・住所等 熊本市南区△△2丁目11番口○号
処分業者の名称・ 住所等 (株)○口資源 熊本市南区△△2丁目11番口○号	運搬受託者の受 領確認 (株)△口環境 △口 子 (熊本市南区△△2丁目11番口○号)	☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 水質汚濁防止法	

発行元: 一般社団法人 熊本県環境資源管理協会 監修: 公益社団法人 全国環境資源管理協会

発行: 一般社団法人

9. 特別管理産業廃棄物に関する義務(法第12条の2)

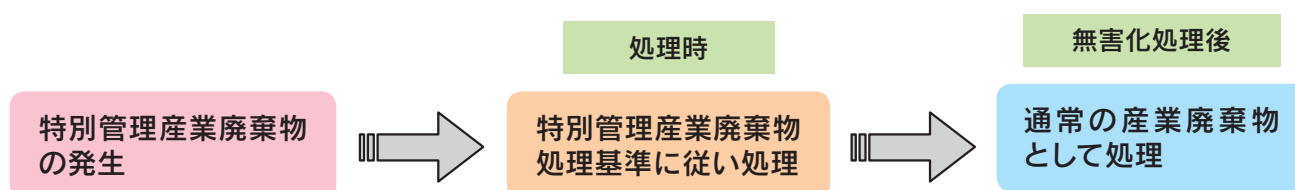
特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないもので、通常の産業廃棄物とは別に処理基準等が定められており、処理業の許可も区別されています。

(1) 保管(法第12条の2第2項、規則第8条の13)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を保管するときは、通常の産業廃棄物保管基準(P.5参照)がそのまま適用されることに加えて、特別管理産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等の措置を講ずる必要があります。

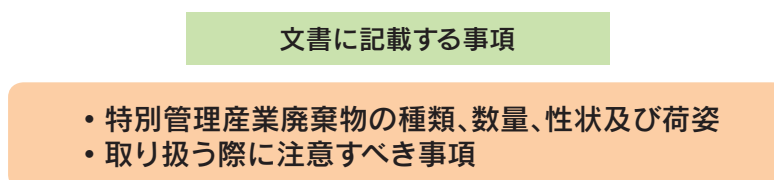
(2) 収集・運搬及び処分(法第12条の2第1項、令第6条の5)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合には、通常の産業廃棄物処理基準とは別に定められた特別管理産業廃棄物処理基準を守らなければなりません。



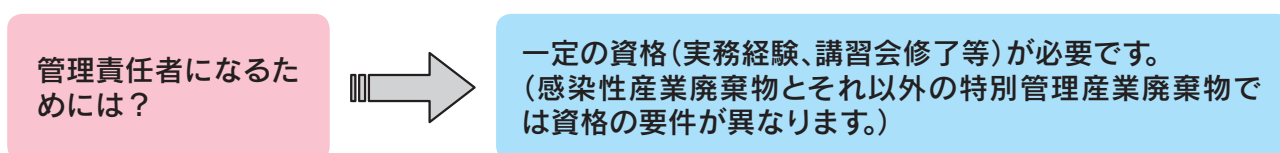
(3) 委託処理(法第12条の2第5項～第7項)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を自ら処理しない場合は、関係自治体の許可を持っている業者へ委託して処理しなければなりません。ただし、その場合は、通常の産業廃棄物の委託と同様に委託契約書の作成(P.10参照)やマニフェストの交付(P.13)を行わなければなりません。さらに、許可業者にあらかじめ特定の事項を記載した文書を交付する必要があります。



(4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第12条の2第8項、第9項、規則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、特別管理産業廃棄物の処理・委託業務を法令に基づいて適正に行うことです。



(5) 帳簿の備付け及び保存(法第12条の2第14項、規則第8条の18)

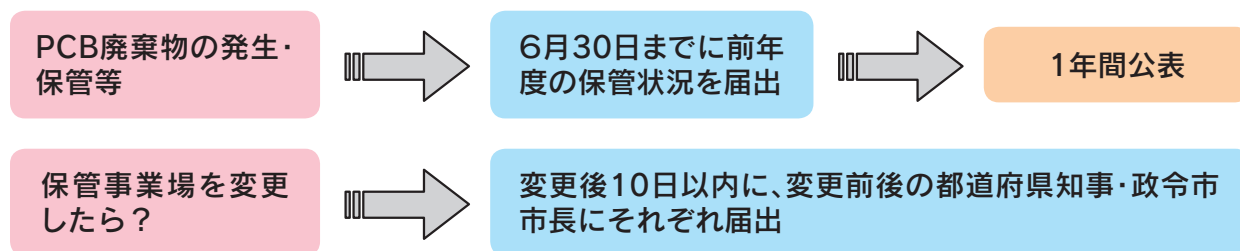
特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、必要な事項を記載した帳簿を作成し、1年ごとに閉鎖するとともに、5年間保存しなければなりません。

なお、紙マニフェストを交付している場合で、紙マニフェストの記載内容が次表の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで、帳簿の記載に代用することが可能です。

業務区分	記載事項	記載期限
運搬	1.当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2.運搬年月日 3.運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4.積替又は保管を行う場合には、積替又は保管の場所ごとの搬出量	毎月末まで
処分	1.当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2.処分年月日 3.処分方法ごとの処分量 4.処分(埋立処分を除く)後の廃棄物の排出先ごとの持出し量	

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等の届出について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに、前年度の保管及び処分の状況について、定められた様式で市長に届け出なければなりません。届出書の内容は、1年間公表されます。



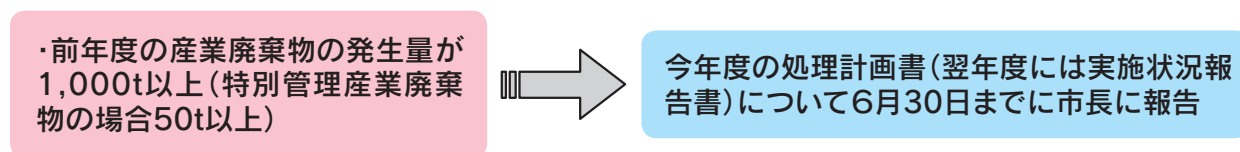
10. 多量排出事業者(法第12条第9項～第10項、第12条の2第10項～第11項)

(1) 多量排出事業者とは?

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上ある又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上ある事業場を設置している事業者を多量排出事業者といいます。

(2) 多量排出事業者の責務

多量排出事業者は、当該事業場の産業廃棄物の減量やその処理に関する計画を作成し、毎年6月30日までに市長に提出しなければなりません。



11. 優良産廃処理業者認定制度(令第6条の9、令第6条の11、令第6条の13、令第6条の14)

平成23年4月から施行された法改正により、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事あるいは政令市市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者(優良認定業者)は、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与する制度が創設されました。

排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

本市の認定業者については本市ホームページで公表していますので、処理業者を選定する際の参考としてください。

本市HPサイト内検索

優良産廃処理業者



12.産業廃棄物処理施設の設置(法第15条第1項、令第7条)

次の産業廃棄物処理施設を設置する場合には市長の許可が必要です。

処理施設の種類		規模	備考
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	天日乾燥施設の場合は100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力5m ³ /日を超えるもの 処理能力200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの	ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力1m ³ /日を超えるもの 処理能力200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの	廃ポリ塩化ビフェニル等である廃油を除く、海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日を超えるもの	放流を目的とするものを除く
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力100kg/日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの	ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く
8の2	木くず・がれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	排出事業者が設置する移動式がれき類等破碎施設を除く
9	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設すべてのもの	すべてのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	
112	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべてのもの	
12の2	廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべてのもの	
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	
13の2	産業廃棄物の焼却施設(上記3,5,8,12に掲げる施設を除く)	次のいずれかに該当するもの 処理能力200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの	
14 最終処分場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの	令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる有害な産業廃棄物の最終処分場
	ロ 安定型最終処分場	すべてのもの	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の最終処分場(シュレッダーダスト、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、石膏ボード等を除く)
	ハ 管理型最終処分場	すべてのもの	イ及びロ以外の産業廃棄物の最終処分場

13.有害使用済機器の保管又は処分(法第17条の2)

家電リサイクル法指定の4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)及び小型家電リサイクル法28品目(下表参照)を有価物として取り扱い、販売する等再使用として利用する以外で保管又は処分する場合は、事業を開始する10日前までに市へ届出を行う必要があります。

	品目
小型家電リサイクル法対象28品目	炊飯器、ドライヤー、扇風機、携帯電話端末、プリンター、ゲーム機、パソコン、電話機、電卓、デジタルカメラ、ファクシミリ、掃除機等

詳細については本市ホームページをご参照ください。

本市HPサイト内検索

有害使用済機器

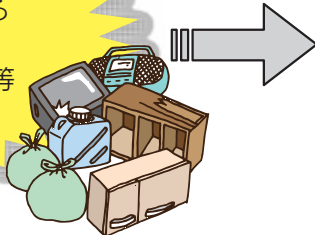


14.不法投棄・不法焼却について

(1) 投棄禁止(法第16条)

何人も、みだりに廃棄物を捨てることはできません。

- 穴を掘って捨てる
- 海や川へ捨てる
- 山野へ捨てる 等



不法投棄となり、以下の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
- 法人に対しては3億円以下の罰金

(2) 焼却禁止(法第16条の2)

何人も、廃棄物処理基準その他一部の例外^{*}を除き、廃棄物を焼却することはできません。

- 穴を掘って燃やす
- ドラム缶で燃やす
- 簡易焼却炉で燃やす 等



不法焼却となり、以下の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
- 法人に対しては3億円以下の罰金

※廃棄物処理基準その他一部の例外

- 1 廃棄物処理基準
法令で定められている廃棄物の処理基準に従った焼却 (3)参照
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
〈例〉森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却
家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却など

次頁へ続く

3 公益上もしくは社会の慣習上やむをえないものや周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの。

《政令で認められている野外焼却》

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

〈例〉河川管理者が行う伐採した草木の焼却

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

〈例〉・凍霜害防止のための稲わらの焼却

・災害時における木くず等の焼却

③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

〈例〉「どんど焼き」などの地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却

④農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却

〈例〉・農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却

・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など

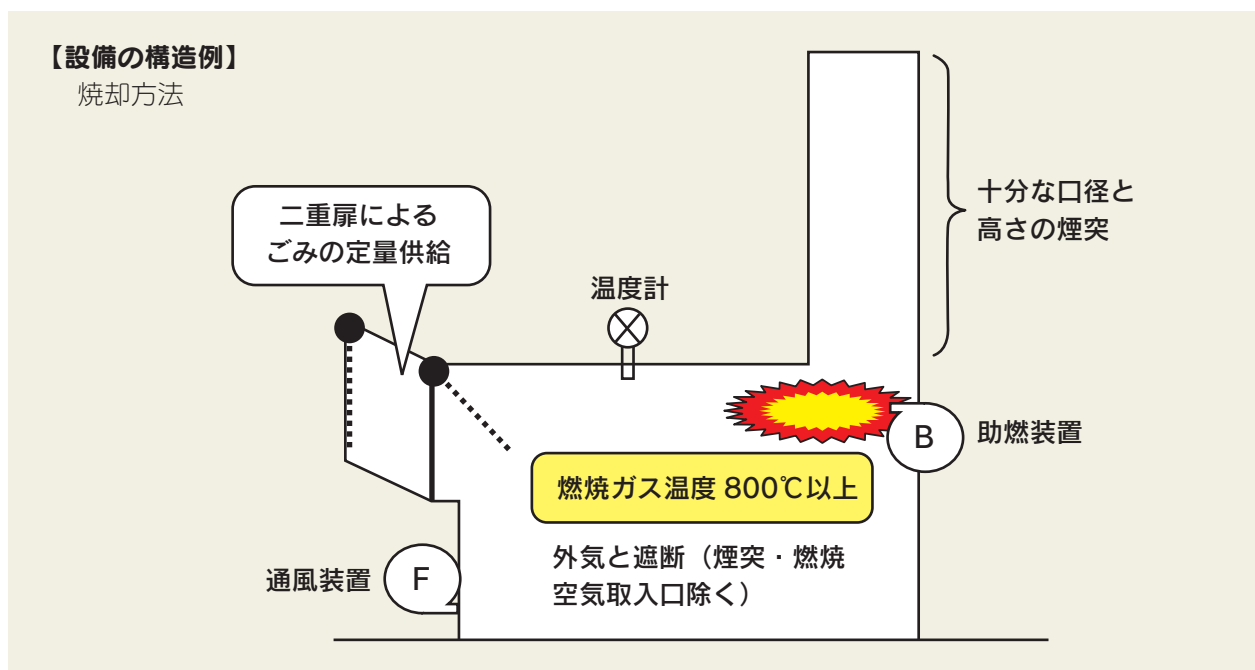
⑤たき火など日常生活の中で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

〈例〉たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

ただし、軽微な焼却であっても煙や悪臭等で周辺地域の人々から苦情があった場合は、指導の対象となります。

(3) 焼却設備と焼却方法(令第6条第1項第2号イ、平成9年厚生省告示第178号)

廃棄物を焼却する際は、法令基準による構造の焼却設備で適切な焼却方法で焼却しなければなりません。



基準	必要と考えられる対策例
煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する。
煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・必要な量の空気を通風させる。
煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。	・隙間や破損部分がない焼却施設を用いる。 ・焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく。 ・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。

15.罰則(主な罰則)

【廃棄物処理法に係る主な罰則】

違反行為	内容	罰則
無許可営業	許可を受けずに廃棄物処理業を行うこと	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科 ※法人も1000万円以下の罰金 (投棄禁止違反(及び未遂) 焼却禁止違反(及び未遂)は法人に3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	許可を受けた処理業者等以外の者に廃棄物の処理を委託すること	
投棄禁止違反及びその未遂	廃棄物をみだりに捨てること(不法投棄)及びその未遂	
焼却禁止違反及びその未遂	廃棄物を法令の規定に反する方法で焼却すること(不法焼却)及びその未遂	
処理施設の無許可等設置	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を設置すること	
処理施設の無許可等変更	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を変更すること	
措置命令違反	生活環境保全上の支障の除去等に関する措置命令に従わないこと	
委託基準違反	委託基準に従わず廃棄物の処理を他人に委託すること	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 ※法人も300万円以下の罰金
改善命令違反	改善命令に従わないこと	
不法投棄・不法焼却のための収集運搬の禁止違反	不法投棄又は不法焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をすること	
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の不交付又は虚偽の記載等	・マニフェストを交付せず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付すること・処理業者から送付されたマニフェストの写しを保存しないこと	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※法人も100万円以下の罰金
事業場外保管届出違反	事業者が建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業場の外に保管する(保管面積300㎡以上)ことを届け出ないこと	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※法人も50万円以下の罰金
帳簿の備付け保存等義務違反	帳簿を備えることを要する事業者がその処理について帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は保存しないこと	30万円以下の罰金 ※法人も30万円以下の罰金
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しないこと	
報告義務違反	法に規定する報告徴収に関して、報告をせず、又は虚偽の報告をすること	
立入検査拒否妨害忌避	法に規定する検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	
多量排出事業者計画提出又は報告違反	多量排出事業者が(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出若しくは報告をせず、又は虚偽の記載をして提出したこと	20万円以下の過料

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る罰則】

違反行為	内容	罰則
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し、譲受け違反	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けること	3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、又はこの併科 ※法人も50万円以下の罰金
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の届出等義務違反	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が法に規定する届出をしない、又は虚偽の届出をすること	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※法人も1000万円以下の罰金



朝やけ(江津湖)

■産業廃棄物に関するお問い合わせは

《行政機関》

- ・熊本市 事業ごみ対策課 TEL096-328-2362（直通）
- ・熊本県 循環社会推進課 TEL096-383-1111（代表）

《関係機関》

- ・一般社団法人熊本県産業資源循環協会 TEL096-213-3356
（熊本市東区上南部2丁目1番113号）

熊本市 環境局 資源循環部 事業ごみ対策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL096-328-2362 FAX096-359-9945
e-mail jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp